



# インターナショナル・メジャラー・マニュアル

## C 節

### インターナショナル・メジャラーの質

<b>C</b>	<b>インターナショナル・メジャラーの質</b>	
C.1	個人的特質 / 能力	C 2
C.2	行動規範	C 2
C.3	利害の対立	C 3

## C.1 個人的特質 / 能力

ISAF インターナショナル・メジャラーは、ほとんどの場合に他のインターナショナル・メジャラーの援助なしに一人で、大会検査チームを率いることが期待される。したがって、インターナショナル・メジャラーは、道具の取り扱いからチーム管理に至る能力、規則についての幅広い知識、レースのすべての側面での経験のある高度なスキルを持つ者でなければならない、より具体的には、インターナショナル・メジャラーは、少なくとも次のことを有しているとよい。

- 英語に習熟、技術用語でも。クラスその他の規則とセールボートの技術的専門用語のすべてを十分に理解でき、競技者、コーチ、他の競技役員とコミュニケーションできることも含まれる。
- 優れた計測、手工具と動力工具の取り扱い。計測道具のはっきりした使用は別として、IM は、必要になった場合に、テンプレートとジグを作るために少なくとも単純な手工具と動力工具を取り扱えるとよい。
- あらゆるレベルでの大会検査（計測委員会）の経験。オフィシャル・メジャラーとしての経験は、抗議審問 / 抗議手順の経験とともに、大いに望ましい。
- 艇の作られ方、用い方について十分な知識があることを確実にするためのレース経験。
- 観察力と聞き取り能力、推論能力、集中と一貫性、必要なときに、事実を見つけ、書く能力。
- チームの管理とコミュニケーション能力、大会検査チームを組織し、運営するために。
- メジャラー・ボートの管理能力。

## C.2 行動規範

ISAF インターナショナル・メジャラーは、セーリング・スポーツの最も人目にさらされる競技役員である。したがって、インターナショナル・メジャラーは、能力、礼儀正しさおよび誠実さの最高レベルで行動することが必須であり、セーリング・スポーツの名誉を傷つけることがあってはならない。インターナショナル・メジャラーは、下記の実施基準を含み、ISAF の方針に従う。そうしないメジャラーは、任命が終了する恐れがある。

特に、ISAF インターナショナル・メジャラーは次のことが期待されている。

- 計測マニュアルはもちろん関係するクラス規則と競技規則と ISAF ERS の高度な知識を維持すること。
- 常に公平で、礼儀正しく、親切であること。このことは競技者に対してのみでなく、同僚、コーチ、レガッタ役員、主催者、その他のレガッタの運営に関与している人々に対しても重要である。
- イクイプメント・インスペクターになる招待を受諾する前に利害の対立に注意して、公表すること（下記と ISAF 規定 34 参照）。
- すべての審問と関与したすべてのその他の事項を、注意して、慎重に、客観的に、かつ偏見なしに扱い、個人的利害が判断に確実に影響しないようにすること。
- 公正に行い、公正に行っていると見られることを確実にすること。
- クラス規則と競技規則の手順に従い、これらおよび他の公式出版物に公表されている ISAF 方針を促進し、支援すること。
- 競技者、ジュリー、または建造者の秘密を漏らさないこと。現行のクラス規則に適合している限り、建造者の構内で気づいたこと（予感がある場合には、公表しないで、クラス・チーフ・メジャラー、自国の NA または ISAF のいずれかと連絡を取ること。）、または大会期間中および大会後にジュリーの審問外の個々のケースに関するジュリーの討議を公表しないこと。

- 計測または審問またはジュリー・ミーティングの前とその間はアルコール類を摂取せず、大会期間中常に酔っぱらわないで、常に厳然として礼儀正しく行動すること。
- 計測もしくはセール検査の間、またはジュリー・ルームもしくは他の競技役員とジュリー・ボードで任務にあっている間、喫煙しないこと。
- 計測検査やジュリー・ミーティングには時間どおりとし、検討中の事項には最大限の注意を払うこと。
- 開会式から最終レース後の抗議締切時刻終了まで、計測の抗議が提出された場合には、そのあとまで、大会にとどまるように計画すること。
- 水上でも陸上でも適切な衣服を着用すること。
- 必要以上の費用を受けないこと、関係ある場合、正当な必須の費用のみを請求すること。
- 数日続くことがある大会での集中心、観察力と聞き取り能力を保つために、身体の健康の好適な基準を保つこと。
- 文化の違いを知っておくこと。
- 目に見えて、近づきやすいままであり、大会での IM から期待される気質と態度を見せること。
- 別の観点で見て、常にそつがないこと。
- 難しい決定を行う能力を持ち、圧力の操作ができるが、クラス規則の解釈を行わないこと。クラス規則が解釈に対してオープンである場合、ISAF 規定 26.11 に概説されている方針に従わなければならない。
- 艇の性能に影響もしくは最大限に生かす方法、または建造技術を最大限に生かす方法に関してオーナーや建造業者に助言しないこと。
- 「計測のための計測はない」を頭においてクラス規則の改良/平易化でクラス協会を支援すること。

### C.3 利害の対立

#### ISAF 規定 34—利害の対立

- 34.1 利害の対立は、公正であるべき ISAF 競技役員的能力に影響を与え得る個人的または金銭的利害を ISAF 競技役員が持っている、またはかなり持っているように見える場合に存在する。
- 34.2 ISAF 競技役員が利害の対立に気づいた場合、インターナショナル・ジュリーが任命されるレガッタで任務を果たすための招きを辞退しなければならない。
- 34.3 ISAF 競技役員が利害の対立があるか否かについて何らかの疑いがある場合、ISAF 競技役員は、招きを受諾する前に、直ちに ISAF の意見を求め、その決定に従わなければならない。
- 34.4 大会で、ISAF 競技役員が利害の対立に気づくようになった場合、ISAF 競技役員は起こり得る対立をインターナショナル・ジュリーに公表しなければならず、インターナショナル・ジュリーは適切な処置をとらなければならない。